

## 福祉型障がい児入所施設からの地域移行について

### 点字 1 頁上段

#### 1 福祉型障がい児入所施設における年齢超過者の地域移行フロー

さまざまな課題を抱える入所者の地域移行を進めるにあたっては、移行前の準備から移行後のフォローまでの各段階において、送り出す側・移行を進める側・受け入れる側等による多面的な支援が必要である。(別紙1参照)

今後 18 歳を迎える契約入所児童の地域移行や、障がい者支援施設入所者の地域移行の支援においても同様である。

### 点字 2 頁上段

#### 2 強度行動障がいに係るグループホーム補助金について

強度行動障がいのある方については、障がい特性等に応じた支援や環境整備が必要となるため、その受け皿となるグループホームに対して、移行時の調整にかかる人員確保のための経費や、障がい特性に対応した住宅改造費用を一部助成することにより、地域移行を促進する。(別紙2参照)

### 点字 2 頁下段

#### 3 地域移行支援に関する重層的研修の実施について

- ・重度の知的障がいがある等、言語による意思確認が難しい人も少なくないことから、障がいのある人の自己決定とその支援についての理解が必要不可欠である。
- ・また、施設退所後の生活の場となりうるグループホームでは、入居者の障がい特性に応じた支援体制や環境づくりが重要となる。
- ・加えて、障がい者支援施設からの地域移行が進まない状況を踏まえれば、地域移行を推進する相談支援事業者と、受け入れる役割を担うグループホーム事業者に対する一体的研修を行うことにより、地域移行支援についての理解を深め、具体的な取組につなげる必要がある。
- ・個別の地域移行支援を実施する際には、必要に応じて、スーパーバイザーの派遣事業を活用して研修等を行う。
- ・今年度は、これらの研修を重層的に実施する予定としている。(別紙3参照)

### 点字 4 頁中段

#### 4 本市における福祉型障がい児入所施設の年齢超過者の状況について

福祉型障がい児入所施設における 18 歳以上の入所者は、令和 2 年 4 月 1 日時点では 65 人であったが、令和 2 年 8 月末日時点では 53 人となっている。

なお、18 歳以上の入所者が多い「敷津浦学園」については、令和 2 年度からコーディネーターを 2 人配置して地域移行に取り組んでいる。

(参考) 国の対応方針 (18 歳以上の障がい児入所施設入所者への対応について)

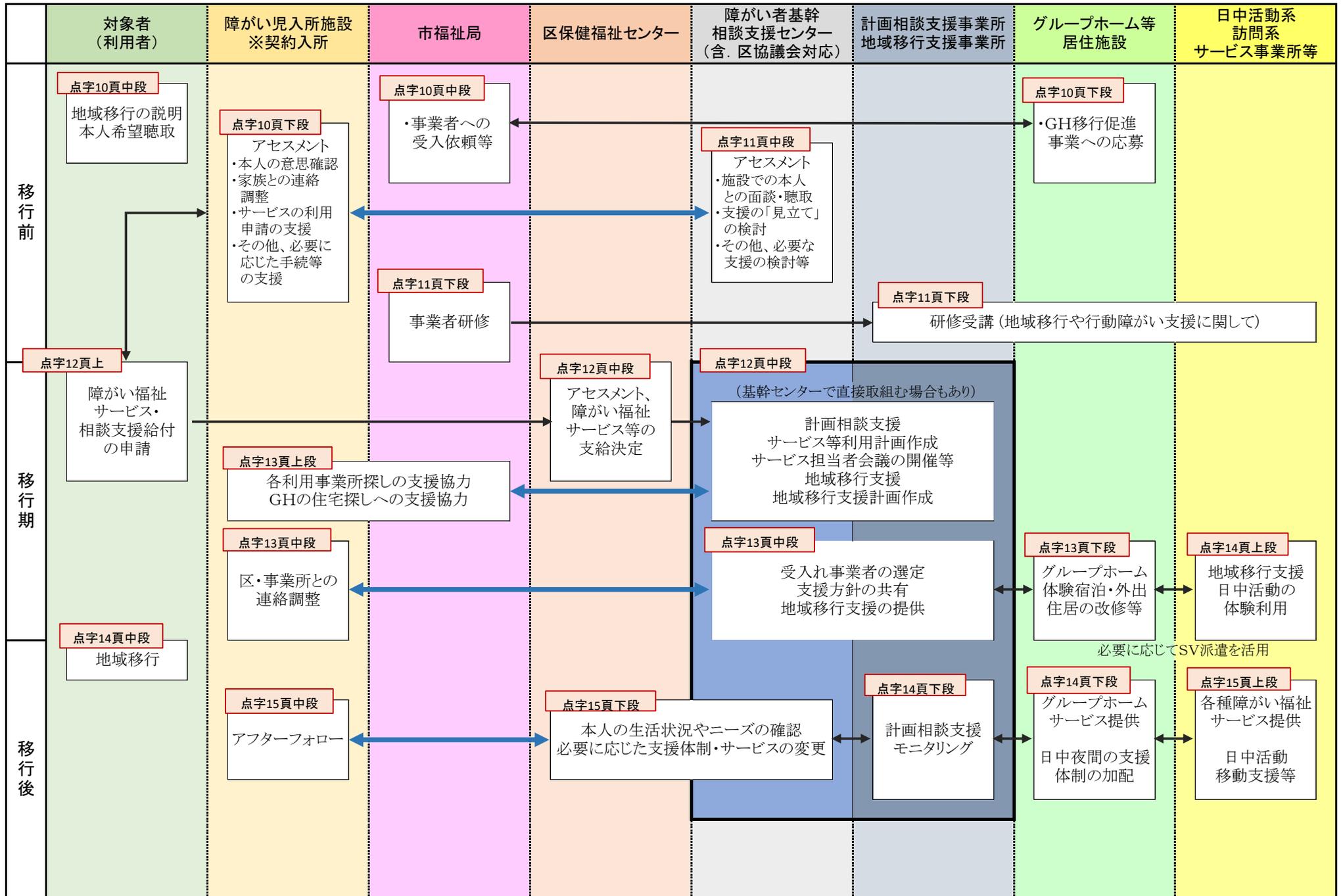
- ・入所児童の最善の利益を保障する観点からは、地域や他施設に適切な受け皿がないのに、18 歳以上となったことをもって強制的に退所させられることにより、本人が行き場のない状態に陥ることがあってはならない。
- ・他方で、18 歳以上を対象とする障がい福祉サービスも多く、年齢に応じてこうしたサービスを利用する機会が確保される必要がある。
- ・また、入所施設の中に児童と大人が混在することにより、年齢に合った児童集団の形成が困難であり、また年齢に合わせたきめ細かい支援体制の確保ができないなど支援の質が低下するおそれがあることにも留意すべきである。

- ・このため、障害児入所施設も児童福祉施設であるという原則に立ち返り、福祉型については、満 18 歳をもって退所する取扱いを基本とすべきである。
- ・また、現在入所している既に 18 歳以上となっている入所者については、障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなすみなし規定の期限 (令和 3 年 3 月 31 日まで) を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべきである。
- ・今後の退所後の処遇については入所年齢や発達状況を考慮し、また、社会的養護施策の自立援助ホームや社会的養護自立支援事業等の取り組みも参考にし、22 歳位まで柔軟な対応や強度行動障害など本人の障害特性等のために地域や他施設での生活がどうしても受け入れが困難である場合における対応も含めて検討すべきである。
- ・併せて、以上の施策を円滑に進めるために必要な諸措置を検討すべきである。
- ・その際には、障害福祉サービスとの連携、移行先の充実の検討も必要である。

「障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書」(令和 2 年 2 月) より抜粋

# 福祉型障がい児入所施設における年齢超過者の地域移行フロー

【別紙1】



## 強度行動障がいのある方のグループホーム移行促進事業について

点字 16 頁中段

### 【事業目的】

- ・強度行動障がいのある方については、障がい特性等に応じた支援や環境整備が必要となるため、移行先の確保が難しく、地域移行が進んでいない、そこで受け皿となるグループホームに対して、移行時の調整にかかる人員確保のための加算や、障がい特性に対応した住宅改造費用を一部助成することで、地域移行を進める。
- ・特に障がい児施設に入所している年齢超過者については、児童福祉法の改正により令和3年3月末までに成人の生活の場へ移行することが求められている。  
(大阪市全体の年齢超過者：令和2年度当初65人)

点字 17 頁中段

### 1. 移行時の調整にかかる人員確保のための加算(入居前後の支援)〔令和2年度予算：32,197千円〕

新たに強度行動障がい者を受け入れるグループホームに対して、受入に向けての調整や住居の確保、設備等の準備、受入後のグループホームでの生活が安定するまでの間の集中支援等にかかる経費を支給し、移行を促進する。

点字 18 頁上段

#### A 入居前支援(入居に係る様々な調整、支援)

利用者への面談、家族等への聴き取り、住宅物件の確保、住宅改造の内容の検討、日中活動場所の確保、家主・近隣への挨拶、体験入居中の支援等

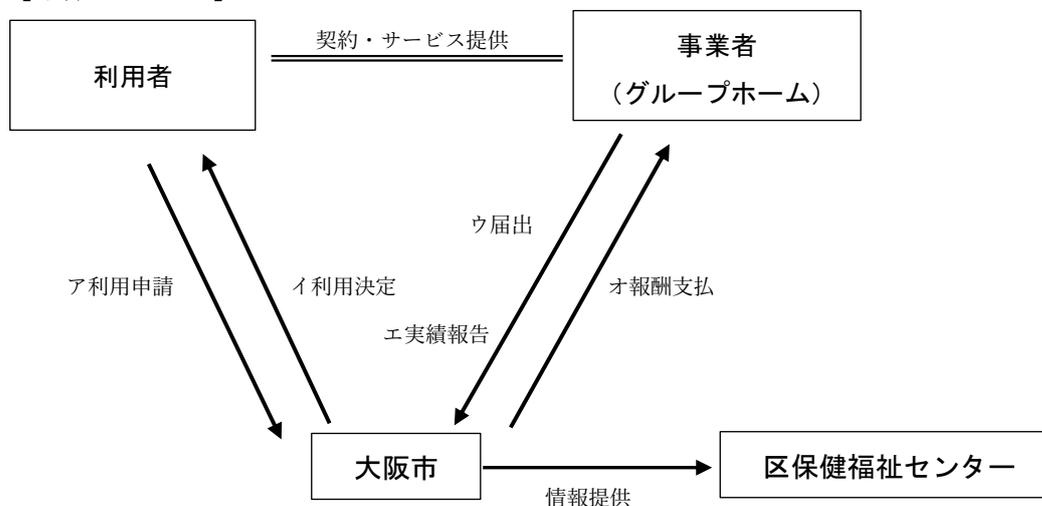
点字 18 頁下段

#### B 入居後支援(移行後～安定期までの支援)

日中支援(日中活動による外出を除く)、夜間支援

点字 18 頁下段

### 【事業スキーム】



**2. 障がい特性に対応した住宅改造費用の一部助成** [令和2年度予算：22,200千円]

新たに強度行動障がいのある方を受け入れるグループホームに対して、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助の区分を新たに設け、ハード面での環境を整備する。

[住宅改造の例]

- ・ 転落防止のための柵の設置
- ・ 転落防止のため窓に格子戸を設置
- ・ 防音のため二重窓を設置
- ・ 安全のため強化窓ガラスを設置
- ・ 壁や床を遮音シートや衝撃吸収材に変更 など

**3. 今後の予定**

- ・ 事業の広報（本市HP、グループホーム等事業所、基幹相談支援センターなどを予定）
- ・ 強度行動障がいにかかる研修（グループホーム事業所、基幹相談支援センター）